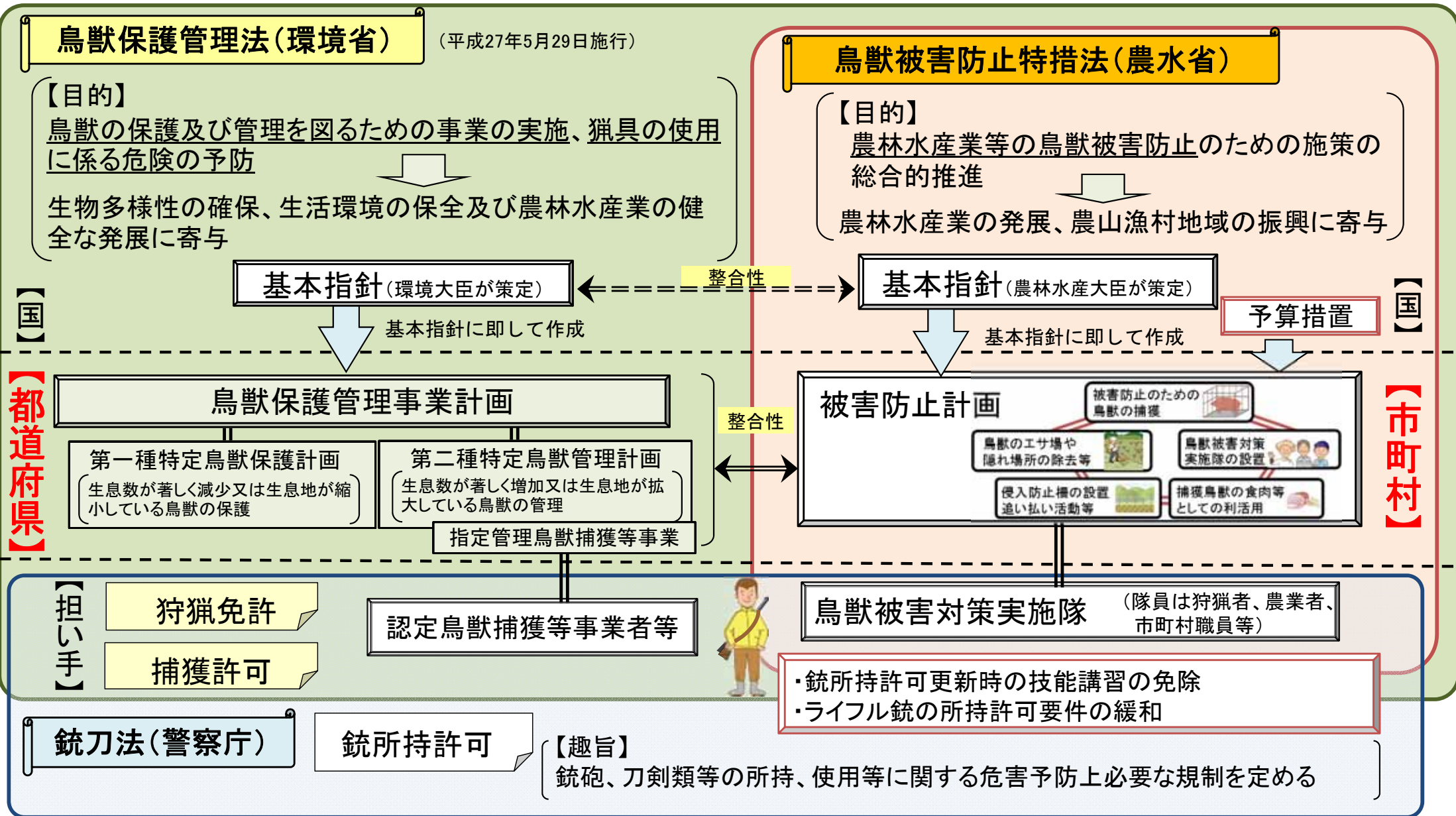


# 鳥獣による被害及びその防止の取組の実態調査

## 参 考 資 料

# (参考資料)

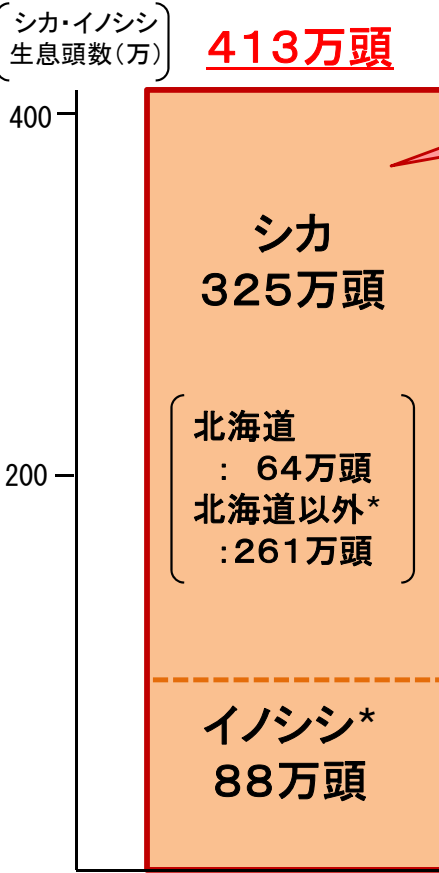
## 鳥獣保護管理法、鳥獣被害防止特措法、銃刀法との関係



(注)「鳥獣被害の現状と対策」(平成28年3月農林水産省)から抜粋

# 抜本的な鳥獣捕獲強化対策(平成25年12月 環境省・農林水産省策定) 概要

## 【抜本的な鳥獣捕獲強化対策 イメージ】



特に、北海道以外のシカについて、現状の捕獲数(27万頭)の2倍以上の捕獲が必要

### 【捕獲事業の強化】

- 都道府県による個体数調整の強化 (H26鳥獣保護法改正)
  - ・管理のための捕獲事業の制度化
  - ・上記事業における夜間銃猟の実施
- 市町村による有害捕獲の強化
  - ・緊急捕獲対策
  - ・ICT等を用いた捕獲技術の高度化
  - ・出口対策としての処理加工施設整備の推進

### 【捕獲従事者の育成・確保】

- 事業者を認定する制度の創設 (H26鳥獣保護法改正)
- 鳥獣被害対策実施隊の設置促進
- 射撃場整備の推進 等

※ その他、被害防除や生息環境管理等の関連施策を併せて実施

## 当面の捕獲目標

シカ・イノシシの生息頭数を10年後までに半減

\*\* 北海道は、独自の保護管理計画における28年度目標の38万頭を仮置き

**約210万頭**

シカ\*\*  
約160万頭

イノシシ  
約50万頭

進捗状況を確認し、必要に応じて目標を見直し

現状(平成23年度)

5年後(平成30年度)

10年後(平成35年度)

(注)「鳥獣被害の現状と対策」(平成28年3月農林水産省)から抜粋

### 調査対象4県における鳥獣による農作物被害の推移

被害金額(万円)

区分	平成 22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
埼玉県	13,491	17,043	16,334	13,326	14,248	12,026
茨城県	61,035	57,532	50,750	49,131	59,075	55,638
栃木県	26,190	29,122	30,816	29,564	35,384	37,199
長野県	93,117	85,290	79,420	73,395	70,685	64,180

(注)調査対象4県から提出された資料に基づき、当局が作成した。

### 調査対象4県における鳥獣による森林被害面積の推移

(単位:a)

区分	平成 22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
埼玉県	1,269	2,138	2,749	2,714	3,014	3,543
茨城県	(被害なし)					
栃木県	32,316	45,944	37,130	36,836	35,763	43,599
長野県	385,238	367,905	426,237	280,769	396,380	253,471

(注)調査対象4県から提出された資料に基づき、当局が作成した。

県が把握している農作物・森林被害以外の主な鳥獣被害の状況

区分	埼玉県	栃木県	長野県
農業関係被害		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ シカによるマルチシート損壊(1 市町)</li> <li>○ イノシシによる畦畔・法面、水路等の損壊(15 市町)</li> <li>○ ハクビシンによるビニールハウス破損(5 市町)</li> </ul>	
林業関係被害		ヤマビルによる林業者への吸血被害	
畜産業被害		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 家畜(牛)への加害・損傷(2 市町)</li> <li>○ 牛用餌の盗食(3 市町)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ミツバチの巣箱の食害が発生</li> <li>○ 高原頂上にある牧場では、シカに牧草が食べられてしまい、牛の育成が不十分になるなどの被害が発生</li> </ul>
水産業被害	カワウによるアユ等有用魚種の食害 カワウのふんによる悪臭被害や、国営公園などにおけるカワウのコロニー(集団営巣地)における樹木の枯死	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ カワウの生息数が増加していることから、カワウによるアユ等の食害が拡大</li> <li>○ カワウによる有用魚種の食害の影響により、遊漁者数の減少</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ カワウなどによる有用魚種の食害が発生 有用魚種が減少することにより、遊業者が減少</li> </ul>
生活環境被害	人身被害が発生する危険性が高い場所に大型の野生鳥獣が出没した場合に出没情報(被害発生日時、場所、被害状況等)を発出(平成 27 年度6件(イノシシ等の出没))	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ハクビシン及びアライグマによる家屋への侵入に伴う糞尿害(10 市町)</li> <li>○ サルによる家屋(雨樋)の損壊(2 市町)</li> <li>○ イノシシによる庭地等への侵入(1 市町)</li> <li>○ カワウのふん害による公園やゴルフ場等観光施設の美観悪化</li> <li>○ イノシシによる河川堤防の掘り起こし</li> <li>○ 自動車との衝突等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成 27 年度のクマによる人身被害は 6 件(6 人)(26 年度 31 件(32 人))</li> <li>○ 道路上での衝突事故及び鉄道での列車との衝突事故件数は、平成 26 年度道路上 288 件(一般道 263 件、高速道路 25 件)、鉄道 57 件、合計 345 件</li> <li>○ 家庭菜園も食害に遭っているが、被害金額として把握することは困難</li> <li>○ 「ハクビシンが家屋に入り込んでしまったが、どう対応したら良いのか。」という住民からの相談が、毎年 10 件程度</li> </ul>
生態系被害	ニホンジカによるヤナギラン等の希少な高山植物やスズタケをはじめとするササ類の食害が発生(平成 27 年度自然植生被害等調査結果では、ササの健全度が3(半分程度が枯死している)以上又はササのないメッシュが 75 メッシュ中 40)		カラスの果樹被害が大きく、野生生物の卵を補食するなど自然環境に対する被害をももたらしている。

(注) 当局調査結果による。

## 狩猟者の捕獲の実態に関する委託調査結果の概要

### 1 調査の目的

近年、有害鳥獣による農作物被害防止対策の一つとして、市町村からの委託を受けた猟友会などによる捕獲が行われている。しかし、これら有害鳥獣の捕獲に関わる狩猟者等の負担や様々なコストの実態については、余り知られていない。このため、狩猟者を会員とする独自のネットワーク、専門的な知見を有する団体にそれらの実態の把握を委託し、調査

2 調査時期 平成 28 年8月から 10 月まで

3 調査対象 茨城、埼玉、栃木及び長野県猟友会に所属する狩猟者(1 県当たり 9 人の合計 36 人)

4 調査方法 県猟友会を通じ、狩猟、有害鳥獣捕獲等の鳥獣捕獲活動をしている狩猟者が負担している様々なコスト等を把握

5 把握情報 狩猟者の年間活動実績、狩猟者が鳥獣の捕獲で負担している経費等、狩猟者が鳥獣の捕獲に関連して得た収入等

### 6 調査結果の概要

狩猟者の属性	最年少は 59 歳で最高齢は 77 歳。平均年齢は 68.4 歳
	無職が 15 人で最も多く、次いで自営業の 14 人(内訳:農業が 8 人で最多)
狩猟者の年間活動実績	狩猟における鳥獣の捕獲方法は、「銃のみ使用」している狩猟者が 22 人で最多
	有害鳥獣捕獲及び個体数調整(以下「有害鳥獣捕獲等」という。)の捕獲方法は、「わなのみ使用」と「わなと銃を使用」している狩猟者がそれぞれ 15 人で最多
	平均出猟日数は、狩猟の 44.3 日、有害鳥獣捕獲等はその 3 倍を超える 140.7 日
	狩猟よりも有害鳥獣捕獲等に多くの時間を費やしている狩猟者 29 人(80.6%) 狩猟者が有害鳥獣捕獲等において捕獲対象としている鳥獣は、9 獣類、4 鳥類 このうち、5 獣類、1 鳥類は狩猟では捕獲対象としない鳥獣
	捕獲した鳥獣の処分等の状況をみると、狩猟で捕獲した鳥獣の約 7 割を自家利用・販売 一方、有害鳥獣捕獲等で捕獲した鳥獣の約 6 割を埋設又は焼却処理
鳥獣の捕獲活動に伴う負担等	支出(負担) ① 狩猟免許の取得・更新、狩猟者登録、猟銃等の所持・更新などに係る経費(1 年当たり平均 43,456 円) ② 猟銃等、わな、車両等の備品の購入・維持管理に係る経費(同 1,046,644 円)、弾薬、車両燃料などの消耗品等の購入に係る経費(同 307,154 円) ③ 捕獲した鳥獣の処分等に係る経費(同 60,340 円)
	収入 国や地方公共団体等から、鳥獣の捕獲活動に係る経費(国の交付金や市町村の有害鳥獣捕獲報償金、わなの見回り手当等)として、1 年当たり平均 389,240 円が支払われている。
	収支比較 ・ 個人ごとの負担額の較差が大きい猟銃や車両などの備品等の購入・維持管理費を除外した場合は収入よりも支出が 21,710 円上回る。 ・ なお、個人ごとの較差が大きい猟銃や車両などの備品等の購入・維持管理費を含めると、マイナス分は拡大

調査対象4県におけるニホンジカ及びイノシシの捕獲状況

(単位:頭、%)

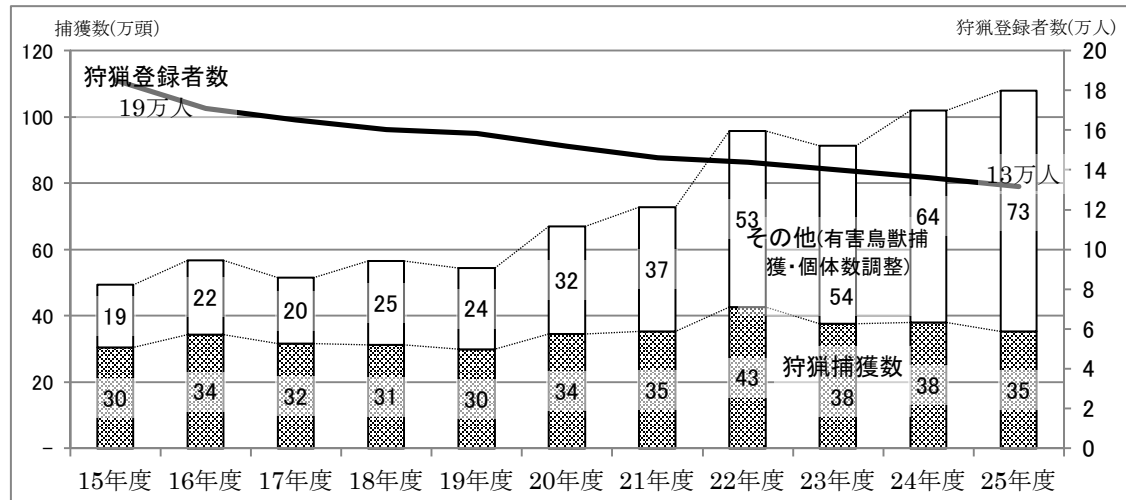
区分		ニホンジカの捕獲数				イノシシの捕獲数			
		平成24年度	25年度	26年度	27年度	平成24年度	25年度	26年度	27年度
埼玉	狩猟	690	760	1,004	1,131	387	276	349	339
	有害鳥獣捕獲等	760	810	939	1,401	681	404	728	651
	合計	1,450 (100)	1,570 (108)	1,943 (134)	2,532 (175)	1,068 (100)	680 (64)	1,077 (101)	990 (93)
茨城	狩猟	0	0	0	0	2,152	2,487	3,317	3,370
	有害鳥獣捕獲等	0	0	0	0	1,196	1,409	2,368	2,699
	合計	0	0	0	0	3,348 (100)	3,896 (116)	5,685 (170)	6,069 (181)
栃木	狩猟	2,061	2,726	3,474	3,251	1,933	1,307	2,787	1,534
	有害鳥獣捕獲等	1,405	2,580	3,132	3,759	5,960	4,485	10,223	6,120
	合計	3,466 (100)	5,306 (153)	6,606 (191)	7,010 (202)	7,893 (100)	5,792 (73)	13,010 (165)	7,654 (97)
長野	狩猟	6,895	7,495	9,445	4,993	2,188	2,065	2,785	1,595
	有害鳥獣捕獲等	26,773	32,168	30,061	26,892	4,799	4,021	4,444	3,805
	合計	33,668 (100)	39,663 (118)	39,506 (117)	31,885 (95)	6,987 (100)	6,086 (87)	7,229 (104)	5,400 (77)

(注)1 当局の調査結果に基づき作成した。

2 「有害鳥獣捕獲等」には個体数調整による捕獲数を含む。

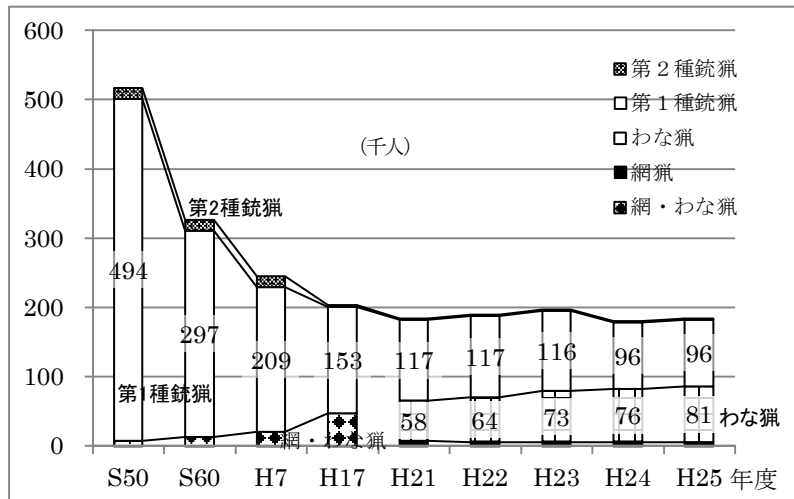
3 ( )内の数値は、平成24年度を100とした場合の割合を示す。

### 狩猟登録者数と獣類捕獲数(狩猟・その他)の推移【全国】



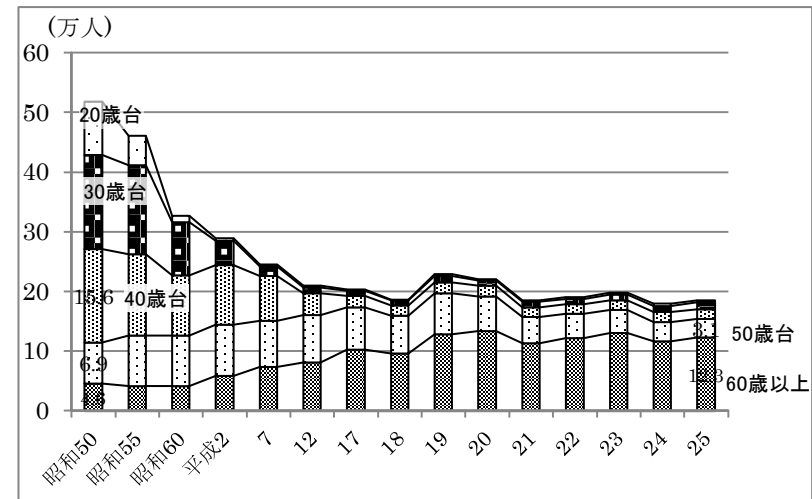
(注) 1 環境省の資料(鳥獣関係統計)に基づき、当局において作成  
 2 「狩猟登録者数」は、出猟したい都道府県ごとに「狩猟者登録」を行い、狩猟税を納めた者の合計数である。

### 狩猟免許所持者数(免許種別)の推移【全国】



(注) 1 環境省の資料に基づき、当局において作成  
 2 「第1種銃猟」は、散弾銃・ライフル銃、「第2種銃猟」は、空気銃の免許  
 3 平成19年度から「網・わな猟」を「網猟」と「わな猟」に区分された。  
 4 なお、複数の種類の免許を所持する者がいるため、合計数は(実人員ではなく)延べ人数となる。

### 年齢別狩猟免許所持者数【全国】



(注) 環境省の資料に基づき、当局において作成

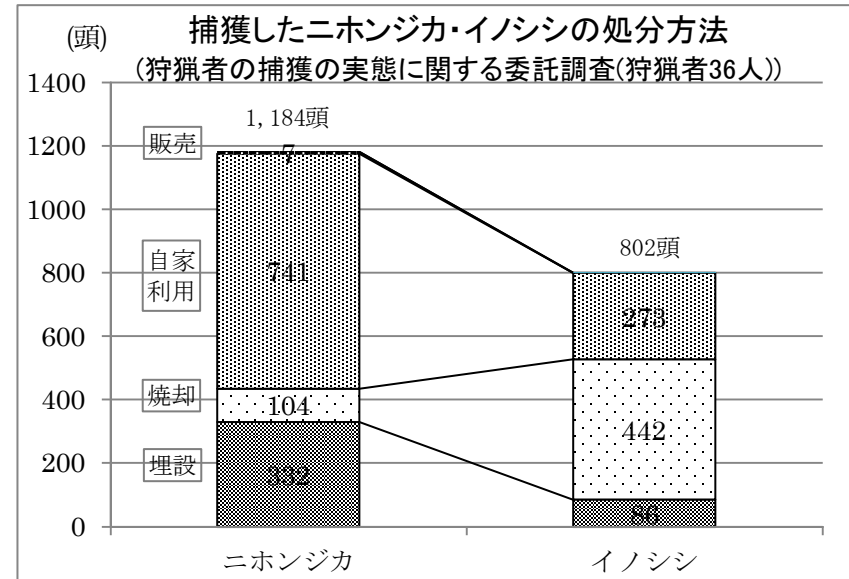
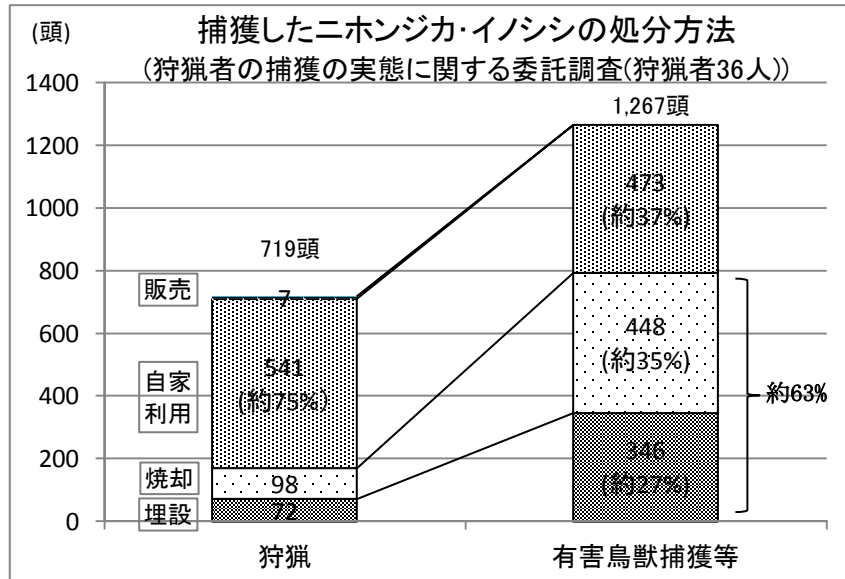


## 捕獲鳥獣の活動別、処分等の方法別の頭数(平成 27 年度)

(単位: 頭数、%)

区分		ニホンジカ			イノシシ			ニホンジカとイノシシの計		
		狩猟	有害鳥獣捕獲等	計	狩猟	有害鳥獣捕獲等	計	狩猟	有害鳥獣捕獲等	計
処分等の方法	埋 設	2 (0.6)	330 (40.0)	332 (28.0)	70 (19.4)	16 (3.6)	86 (10.7)	72 (10.0)	346 (27.3)	418 (21.0)
	焼 却	4 (1.1)	100 (12.1)	104 (8.8)	94 (26.1)	348 (78.7)	442 (55.1)	98 (13.6)	448 (35.4)	546 (27.5)
	自家利用	346 (96.4)	395 (47.9)	741 (62.6)	195 (54.2)	78 (17.7)	273 (34.1)	541 (75.2)	473 (37.3)	1,014 (51.1)
	販 売	7 (1.9)	0 (0.0)	7 (0.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	7 (1.0)	0 (0.0)	7 (0.4)
	そ の 他	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.3)	0 (0.0)	1 (0.1)	1 (0.1)	0 (0.0)	1 (0.1)
計		359 (100.0)	825 (100.0)	1,184 (100.0)	360 (100.0)	442 (100.0)	802 (100.0)	719 (100.0)	1,267 (100.0)	1,986 (100.0)

(注) 委託調査結果に基づき、当局が作成した。



## 捕獲した鳥獣の処分(埋設・焼却処理)の負担についての事例等

### (埋設場所の確保)

- 調査した市町の中には、地元猟友会支部長の自己所有農地を埋設場所に提供しているが、負担となっているため、支部長は1年交代
- 調査した県の担当者から、埋設場所が適切であるのか疑問となる場合もあり、今後、捕獲数をさらに増やすとすれば、焼却処分も検討する必要があるとする意見あり。
- 埋設処分のみとしていた市町において、市街地近くに埋設場所を確保することが困難であるとの意見に対し、隣接市の廃棄物処理施設に持ち込む処分方法を追加

### (焼却施設までの運搬)

- 焼却処分するために50 kgを超えるシカを運搬するのは、高齢化の進んだ狩猟者には負担が大きいとする意見あり。
- 近年、イノシシの捕獲頭数が急増し、捕獲後の個体を焼却施設に運搬する作業が大きな負担となっているとの意見に対し、猟友会に捕獲後の処理業務を有償で、委託した市町あり。

- 鳥獣の捕獲活動の中心的な役割を担う狩猟免許所持者数の減少や高齢化が進む中、委託調査では、狩猟者から、銃猟の捕獲従事者の高齢化により、大型獣を捕獲した際の運搬、解体及び処理が難しくなっているとの意見あり。

### 捕獲者の埋設処分の負担(経費)軽減のための取組例

- ① 長野県では、平成 24 年度から県内市町村に対して、埋設場所の設置経費の 1/2 の補助を開始
- ② 長野県内の市町においても、i)平成 24 年度から地元猟友会に対し、残渣処理場整備の経費(重機による工事委託費等)を補助しているもの(上記①の県補助 1/2、市 1/2)、ii)平成 27 年度から猟友会、協議会、自治会などに対し、埋設場所の設置経費(重機レンタル料、建設会社への委託料等)として、1か所あたり 5 万円(上記①の県補助 1/2、市 1/2)の定額補助を行っているもの。
- ③ 平成 23 年度まで埋設処分のみとしていた市町において、市街地近くに埋設場所を確保することが困難であるとの意見があり、平成 24 年度から捕獲者が埋設処分を困難であると判断した時は、隣接市の廃棄物処理施設に持ち込むことができるよう処分方法を追加
- ④ 平成 27 年度まで埋設処分のみとしていた市町において、狩猟者(猟友会会員)から、捕獲したイノシシの埋設作業が重労働であり負担が大きいので処分方法を検討してほしいとの意見があり、平成 28 年度から業務委託による焼却処分を開始。当該市では、焼却処分を始めてから、9 月末までの 6 か月間の焼却処分実績は 185 頭で、埋設等の他の処分方法を合わせて合計 445 頭が捕獲、処分されており、既に、昨年度 1 年間の捕獲頭数 435 頭を上回っている。
- ⑤ 現在埋設処分のみとしている市町を含む地域において、狩猟者等からの焼却処分ができる施設の整備要望を受け、今年度、鳥獣も焼却できる施設が整備され、平成 29 年 4 月から焼却処分が開始される予定

## 捕獲者の運搬に係る労力や処分経費の負担軽減のための取組例

### ① 運搬作業に係る負担軽減

- i) 猟友会代表者から「近年、イノシシの捕獲頭数が急激に増加しているため、捕獲後の個体を解体して市町のクリーンセンターに運搬する作業が捕獲者にとって大きな負担となっている。」との意見が出され、平成22年度から猟友会に捕獲後の処理業務を委託  
これによって、捕獲者はクリーンセンターまで個体を運搬する必要がなくなり、当局の農業生産者への聴取においても、「27年度にイノシシ3頭、シカ4頭を捕獲したが、市に連絡すると、当日又は翌日に個体の回収に来てくれるので、大変助かっている。」との声も聞かれている。
- ii) 平成28年度から、市町から業務委託を受けた地元の猟友会が、捕獲者からの連絡等により、市町内全域からイノシシの個体を収集し、猟友会が設置した冷凍庫に一時保管し、それをさらに市が業務委託した民間処理業者に回収、運搬させ、当該処理業者の保有施設で焼却処分等を行わせている。

### ② 運搬経費に係る負担軽減

- i) 捕獲者が広域市町村圏事務組合の運営している処理場(捕獲場所から約25～30km)にイノシシを運搬する労力に配慮し、その経費を予算化し、猟友会に委託料として支出しているもの。(平成27年度の支払実績額は約23万円(1回当たり2,220円))
- ii) 有害鳥獣捕獲事業を猟友会に委託する場合にその委託料の積算に当たって、解体・処分(清掃センターまでの運搬)に係る経費で1頭当たり1万円、捕獲搬出経費で2千円として、ほかの経費と合わせて委託料を支出  
また、農業協同組合に対して、農作物有害駆除に要する経費として、補助金を交付しているが、その補助金額の積算に当たって、イノシシ処分費(解体し清掃センターまでの運搬)として1回1万円を計上しているものもあり。
- iii) 栃木県では、平成28年度から「シカ・イノシシ捕獲強化事業」として、有害鳥獣捕獲等を行う市町に対し補助金を交付することとしており、「捕獲個体収集運搬に係る経費」も補助対象としている。  
この理由について、県では、「猟友会との情報交換の場において、捕獲頭数が増えてきているので、狩猟者の捕獲等に係る負担が大きくなっているとの意見が出されたことを考慮したものである。」としている。  
収集運搬経費の算出方法は、「20頭を超える場合に1頭当たり2,000円」とし、市町への補助割合(補助率)が基本的に1/2又は2/3以内(一部の市町を除く。)であることから、実質的には、1頭当たり約1,000円が補助される仕組みとなっている。

## 調査対象4県における農水省調査における被害状況の把握方法数の推移

(埼玉県)

(単位:市町村)

年度	把握方法数		
	1種類以下	2種類以上	計
平成24	18	45	63
25	21	42	63
26	20	43	63
27	23	40	63

(注)埼玉県の資料(野生鳥獣による農作物の被害状況調査(都道府県集計シート))により作成。

(栃木県)

(単位:市町村)

年度	把握方法数		
	1種類以下	2種類以上	計
平成24	10	16	26
25	9	17	26
26	9	16	25
27	8	17	25

(注)栃木県の資料(野生鳥獣による農作物の被害状況調査(都道府県集計シート))により作成。

(茨城県)

(単位:市町村)

年度	把握方法数		
	1種類以下	2種類以上	計
平成24	18	26	44
25	10	34	44
26	10	34	44
27	7	37	44

(注)茨城県の資料(野生鳥獣による農作物の被害状況調査(都道府県集計シート))により作成。

(長野県)

(単位:市町村)

年度	把握方法数		
	1種類以下	2種類以上	計
平成24	13	64	77
25	13	64	77
26	14	63	77
27	12	65	77

(注)長野県の資料(野生鳥獣による農作物の被害状況調査(都道府県集計シート))により作成。

## 広域的な取組の例

調査対象とした市では隣接する都道府県の市と合同で有害鳥獣捕獲を実施している。

- ・捕獲期間:2月16日から3月27日まで(平成27年度実績)
- ・捕獲方法:銃及びわな
- ・捕獲従事者:同市猟友会、隣接都道府県猟友会支部
- ・捕獲鳥獣名:イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ハクビシン、アライグマ

同市では、広域捕獲のメリットについて、両市の境界付近に生息する鳥獣は、境界を越えることにより、狩猟者から逃れていたが、両市が連携して同日にまき狩りを実施することによって有害鳥獣捕獲を行い、これを防ぐことができるようになったとしている。

## 広域的な取組を行うと効果的とみられるが行われていない例

- ① 隣接する市及び町では、600頭前後のサルが複数の群れを形成し、市町を往来して農作物被害を発生させている。そのため、当該市では、農業生産者等と協力して、捕獲や防護(電波発信機を活用した追払い活動)活動を積極的に実施している。しかし、隣接する町では、被害防止にサルの追払いは効果が薄いなどとして捕獲活動を主体とした取組を行っており(捕獲実績は年間数頭)、積極的な追払い活動を実施していない。

その結果、市から追い払われたサルが隣接する町に逃げ込み、一定期間が経過した後に再度、市に戻るといった状況が続いている。

市では、サルの追い払い活動の方法等について、専門家の知見を活用するとともに、農業生産者の協力を得ることで、一定の効果を上げていることから、広域的な連携を行うことにより、さらなる効果が期待できるとしているが、隣接する町と足並みが揃わず、実現には至っていない。

- ② 県の出先機関(3市5村を管轄)管内における全鳥獣及びニホンジカによる農業被害金額は、捕獲量の増加や防護柵の整備等の推進により、特にニホンジカによる被害金額は減少している。

しかし、同機関が管轄する他の市村に比べて、防護柵の整備が遅れている3村にニホンジカが侵入(移動)し、農作物被害を及ぼしているとみられ、管内全体に占める被害金額の割合は、増加傾向にある。

表 3村におけるニホンジカによる農業被害金額と同事務所管内全体に占める割合の推移 (単位:千円、%)

平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
15,090	16,468	10,538	7,360	7,915	7,749
(55.1)	(56.2)	(67.8)	(63.2)	(66.8)	(63.9)

(開催趣旨)

次に掲げる事項等、関東管内における鳥獣被害とその防止の取組の実態及び当該取組の関係者の直面する困難等の現場情報の把握方法、内容分析について支援を得るために開催

- ア 野生鳥獣被害のヴァリエーション及び規模
- イ 関係当事者の活動内容
- ウ イに関する経費や制度上の制約の実態

(構成員名簿)

- 新井 和子 多野東部森林組合代表理事組合長、行政相談委員
- 小金澤正昭 宇都宮大学 名誉教授、(一社)鳥獣管理技術協会副会長
- 小林 和美 元 栃木県畜産公社:常務取締役・総括参与、行政相談委員、保護司(被害者担当)
- 棚谷 稔 (一社)茨城県猟友会高萩支部長、高萩市体育協会会長、行政相談委員
- 土屋 秀明 群馬県環境森林部 林政課 森づくり主監

(開催状況)

平成28年 3月25日(金)～11月14日(月)計4回開催

(主な議事内容)

- 鳥獣被害拡大の背景や鳥獣の生態について
- 鳥獣被害について
- 捕獲の実態について
- 捕獲した鳥獣の処分・利活用等について
- 捕獲の実態(コスト)に関する委託調査結果について
- 「鳥獣による被害及びその防止の取組の実態調査」(当局の調査)について